

第1章 大気汚染状況の調査

第1節 大気汚染常時監視

1 監視体制

本市では、市域の大気汚染の状況を把握するために、大気汚染常時監視測定局を設置し、大気の状態を監視しています。測定局には、主に住居地域の大気の状態を測定する「一般環境大気測定局（一般局）」と、自動車排ガスの影響を受けている地域の大気の状態を測定する「自動車排出ガス測定局（自排局）」があり、各測定局には自動測定機を設置し、大気の状態を24時間連続測定しています。各測定局の測定項目は下表のとおりです。（表1-1-1、図1-1-1）

各測定局からの測定データについては、熊本市役所内に設置された中央監視局に集積され、1時間ごとに熊本県に送信されており、熊本県大気汚染情報と環境省大気環境汚染物質広域監視システム「そらまめ君」に表示されています。また、午前7時から午後9時まで市役所駐輪場壁面の「環境情報掲示板」においてもリアルタイムで表示しています。

なお、平成27年3月には大気汚染常時監視測定局の配置の見直しを行い、錦ヶ丘局、古町局、天明局を廃止し、新たに北区役所局、城南町局、秋津局、中島局を加え、一般環境大気測定局6局、自動車排出ガス測定局2局での測定を開始しました。これに伴い、各測定局での測定項目についても見直しを行いました。

見直し後の測定結果は、平成28年度の環境調査報告書から報告する予定です。

（第1章第1節 4 大気汚染常時監視測定局の配置等の見直し）

◆ 熊本県大気汚染情報

パソコン URL : <http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>

携帯 URL : <http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/mobile/index.htm>

◆ 大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」 URL: <http://soramame.taiki.go.jp/>

表1-1-1 各測定局の測定項目

測定局		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向風速	酸性雨
一般局	京町局	○	○	○	○	○	△	△	○	△
	錦ヶ丘局	○	○	△	○	○	○	△	○	○
	古町局	△	○	○	○	○	△	△	○	△
	天明局	○	○	○	○	○	○	△	○	△
	楡木局	○	○	○	○	○	△	△	○	△
自排局	水道町局	○	○	○	○	△	△	○	△	△
	神水本町局	○	○	○	○	△	△	△	○	△



一般環境大気測定局(天明局)



自動車排出ガス測定局(神水本町局)

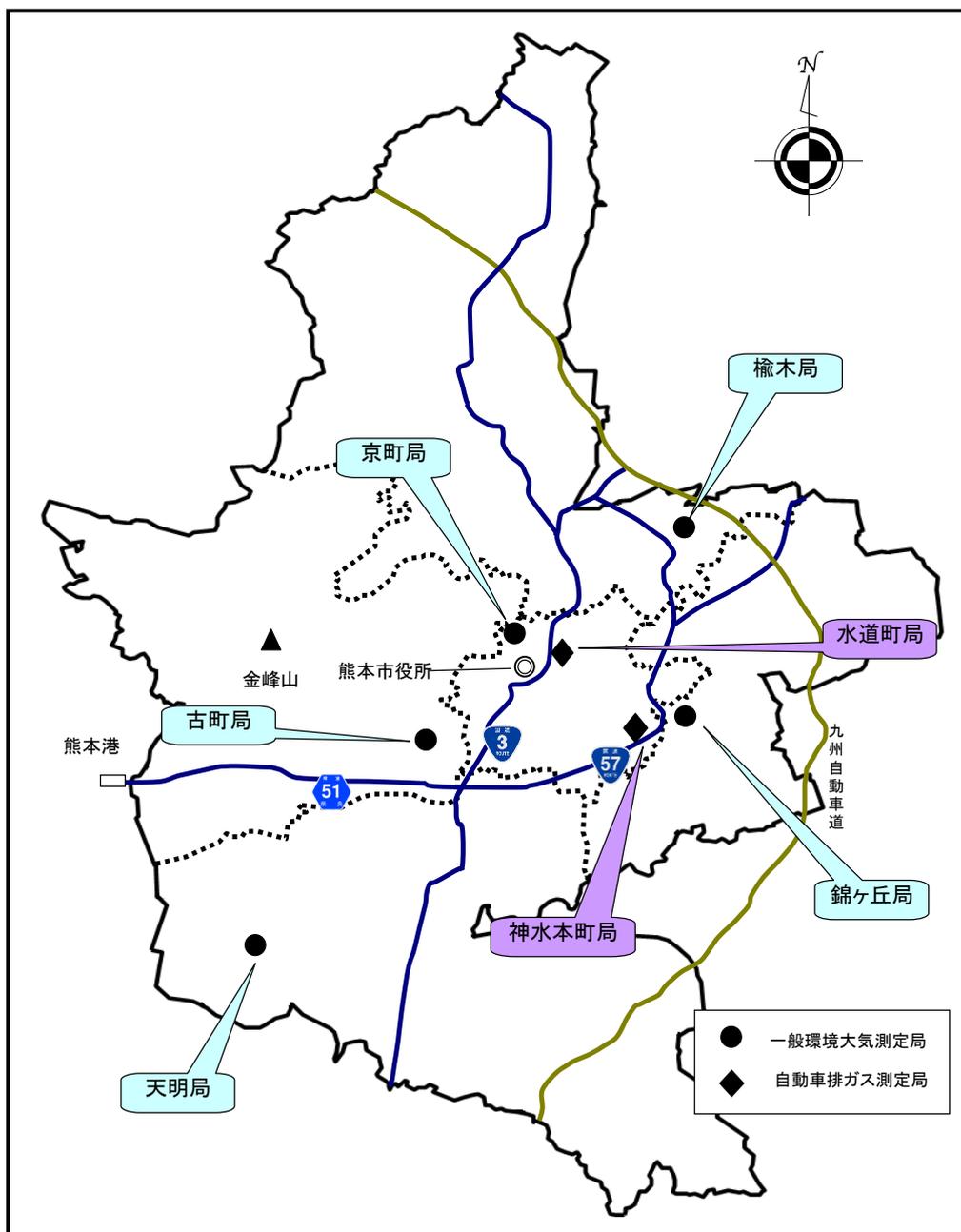


図1-1-1 大気汚染の監視体制（平成27年2月まで）

2 環境基準の達成状況

環境基準とは、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」で行政が政策を行う上での目標を定めた値です。大気汚染物質で環境基準が定められている物質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質の6項目です。

その内、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の4項目については全測定局で環境基準を達成しました。

微小粒子状物質と光化学オキシダントについては、測定を行っている全局において環境基準未達成で、その原因として、大陸からの大気汚染物質の流入による影響が指摘されています。（表1-1-2）

表 1-1-2 環境基準達成状況

測定項目		二酸化硫黄						二酸化窒素			浮遊粒子状物質					
環境基準		1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。						1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。			1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。					
環境基準による 大気汚染の評価		短期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価		
		1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。			1 日平均値の高い方が 2 % 除外値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 0.04 ppm を超えないこと。			年間の 1 日平均値の低い方から 98 % 値が 0.06 ppm 以下であること。			1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。			1 日平均値の高い方が 2 % 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 0.10 mg/m ³ を超えないこと。		
年度		24	25	26	24	25	26	24	25	26	24	25	26	24	25	26
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○	○注1	○
	古町局	/			/			○	○	○	×	○	○	×	○	○
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

測定項目		微小粒子状物質						光化学オキシダント			一酸化炭素					
環境基準		1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/ m ³ 以下であること。						1 時間値が 0.06ppm 以下であること。			1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。					
環境基準による 大気汚染の評価		長期的評価						短期的評価			短期的評価			長期的評価		
		1 日平均値の年間 98% 値が 35 μg/ m ³ 以下であること。			1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であること。			昼間(5~20時)の 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。			1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。			1 日平均値の高い方が 2 % 除外値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 10 ppm を超えないこと。		
年度		24	25	26	24	25	26	24	25	26	24	25	26	24	25	26
一般局	京町局	/	注3	×	/	注3	×	×	×	×	/	/	/	/	/	/
	錦ヶ丘局	/			/			×	×	×	/			/		
	古町局	/	注3	×	/	注3	×	×	×	×	/			/		
	天明局	注2	×	×	注2	×	×	×	×	×	/			/		
	楡木局	/	注3	×	/	注3	×	×	×	×	/			/		
自排局	水道町局	/	注3	×	/	注3	×	/			○	○	○	○	○	○
	神水本町局	×	×	×	×	×	×	/			/			/		

※ ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日で測定を終了

※ 注1 機器故障による年間測定日数の不足により参考値扱い

※ 注2、注3 それぞれ、平成25年2月、平成25年12月から測定開始のため、環境基準は未評価

3 大気の状態

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄とは、燃料に含まれる硫黄分の燃焼や火山活動によって発生する硫黄酸化物の主な成分で、ボイラー、ディーゼル機関、廃棄物焼却炉などから排出されます。

二酸化硫黄の環境基準の評価には、短期的評価(図 1-1-2、図 1-1-3)と長期的評価(図 1-1-4)がありますが、平成 26 年度においても測定を行っている6局全てで短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成しています。(表 1-1-3)

かつては代表的な大気汚染物質でしたが、石油系燃料から硫黄分を除去する技術が進み、本市においても近年の二酸化硫黄の年平均値濃度は、0.002~0.003ppm と環境基準の 1/10 程度で、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに横ばい、または緩やかな減少傾向にあります。(図 1-1-5)

表 1-1-3 二酸化硫黄の環境基準達成状況

項目 測定局名		環境基準による評価					
		[短期的評価]			[長期的評価]		
		1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。					
		1 日平均値の最高値 (ppm)	1 時間値の最高値 (ppm)	評価	1 日平均値の 2 % 除外値 (ppm)	1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	評価
一般局	京町局	0.011	0.053	○	0.008	無	○
	錦ヶ丘局	0.010	0.050	○	0.008	無	○
	天明局	0.014	0.041	○	0.010	無	○
	楡木局	0.010	0.057	○	0.008	無	○
自排局	水道町局	0.010	0.059	○	0.007	無	○
	神水本町局	0.011	0.078	○	0.008	無	○

〈短期的評価〉

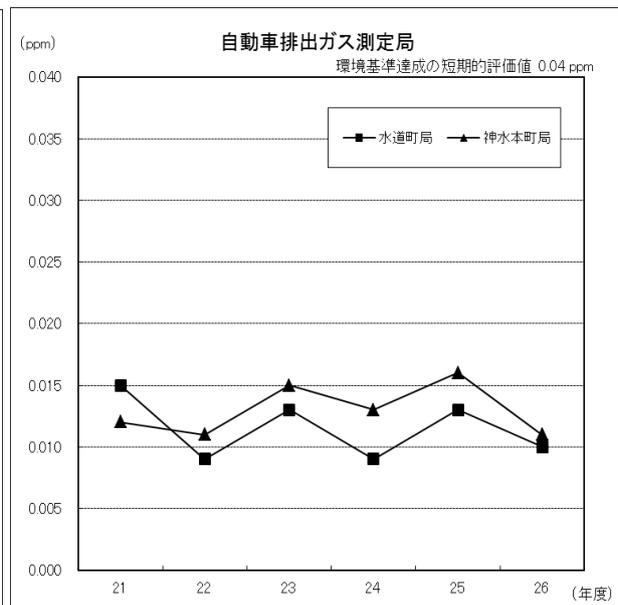
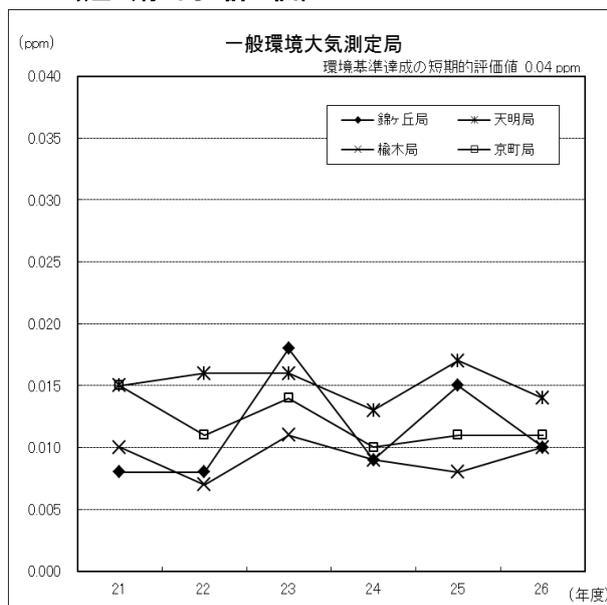


図 1-1-2 二酸化硫黄の 1 日平均値の最高値推移

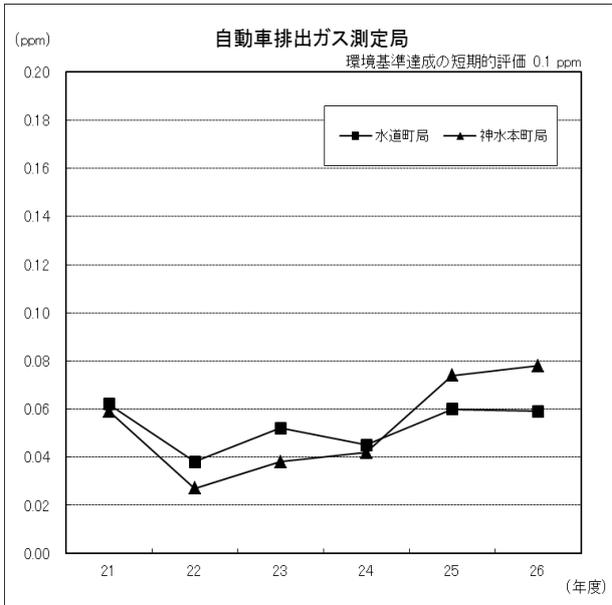
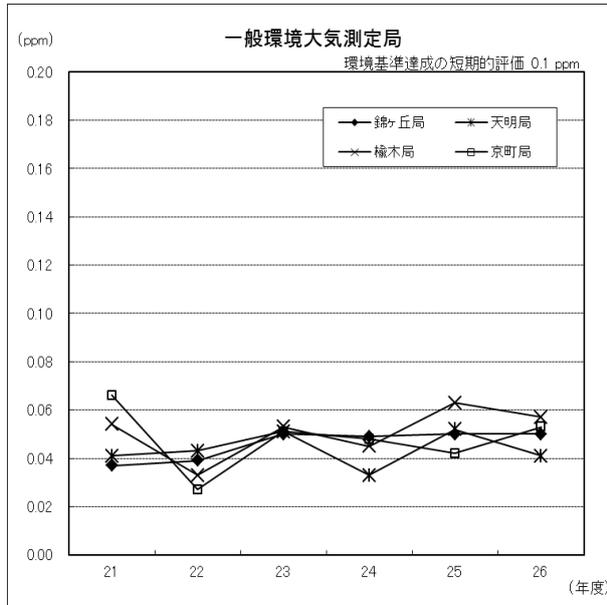


図 1-1-3 二酸化硫黄の1時間最高値推移

〈長期的評価〉

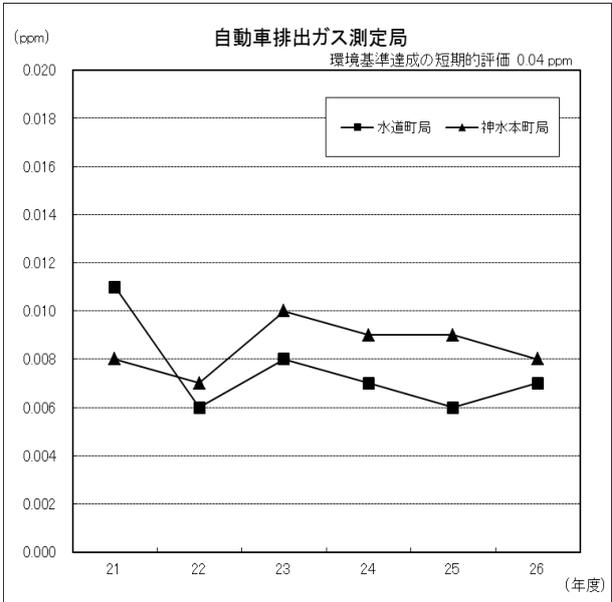
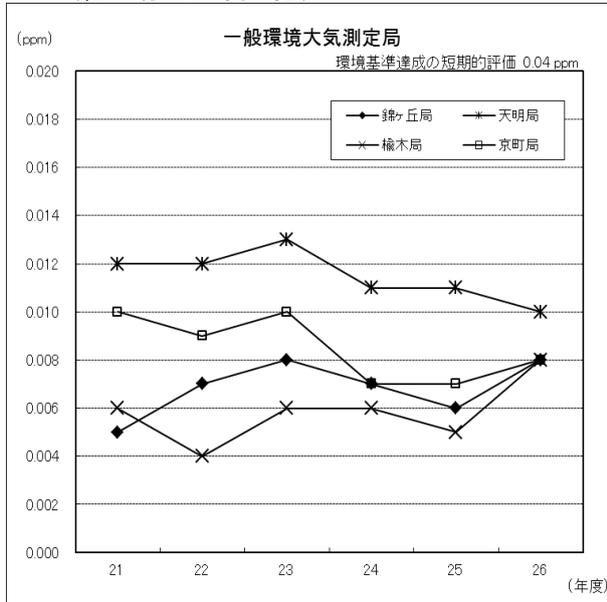


図 1-1-4 二酸化硫黄の日平均2%除外値推移

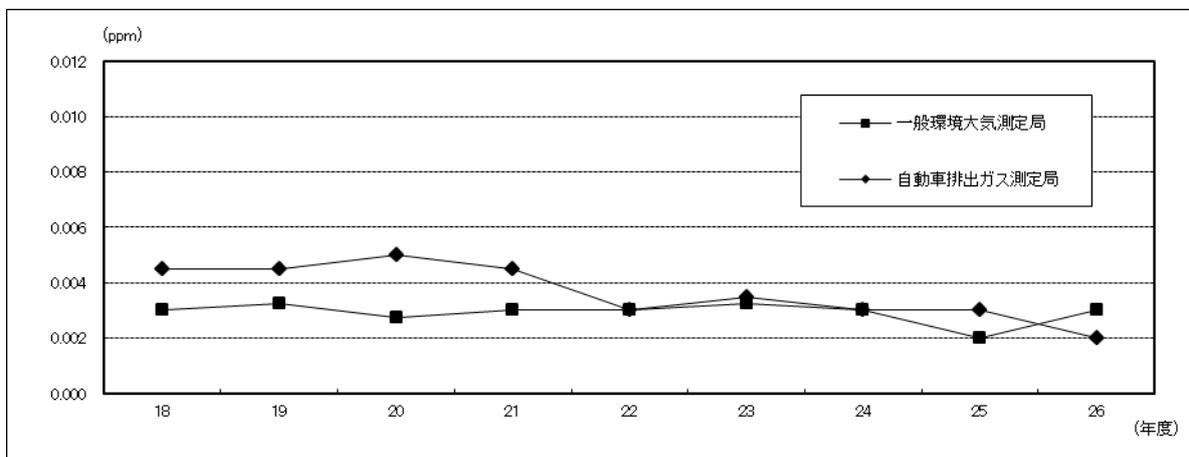


図 1-1-5 二酸化硫黄の年平均値推移

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素とは、物の燃焼時に空気中の窒素が酸化されることにより発生する窒素酸化物の主な成分で、ボイラーなどの固定発生源と自動車などの移動発生源から排出されています。

二酸化窒素の環境基準の評価は長期的評価で行いますが、平成26年度においても、7局全てで環境基準を達成していました。(表 1-1-4) 二酸化窒素の年平均値濃度変化を見ると、ここ数年は一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局ともに緩やかな減少傾向にあります。(図 1-1-6、図 1-1-7) 月別の日平均値を見ると11月から翌年2月の冬場にかけて数値が高くなっています。(図 1-1-8)

本市における自動車保有台数は、増加を続け(平成25年度においては、平成5年度の約1.5倍)、これに伴い自動車排出ガス測定局ではわずかに二酸化窒素の濃度上昇がみられた時期(平成5～15年度)がありましたが低公害車の普及に伴い、近年では減少傾向にあります。(図 1-1-9)

表 1-1-4 二酸化窒素の環境基準達成状況

測定局名		環境基準による長期的評価 (1日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下であること)	
		1日の平均値の98%値 (ppm)	評価
一般局	京町局	0.020	○
	錦ヶ丘局	0.027	○
	古町局	0.022	○
	天明局	0.016	○
	楡木局	0.020	○
自排局	水道町局	0.030	○
	神水本町局	0.023	○

〈長期的評価〉

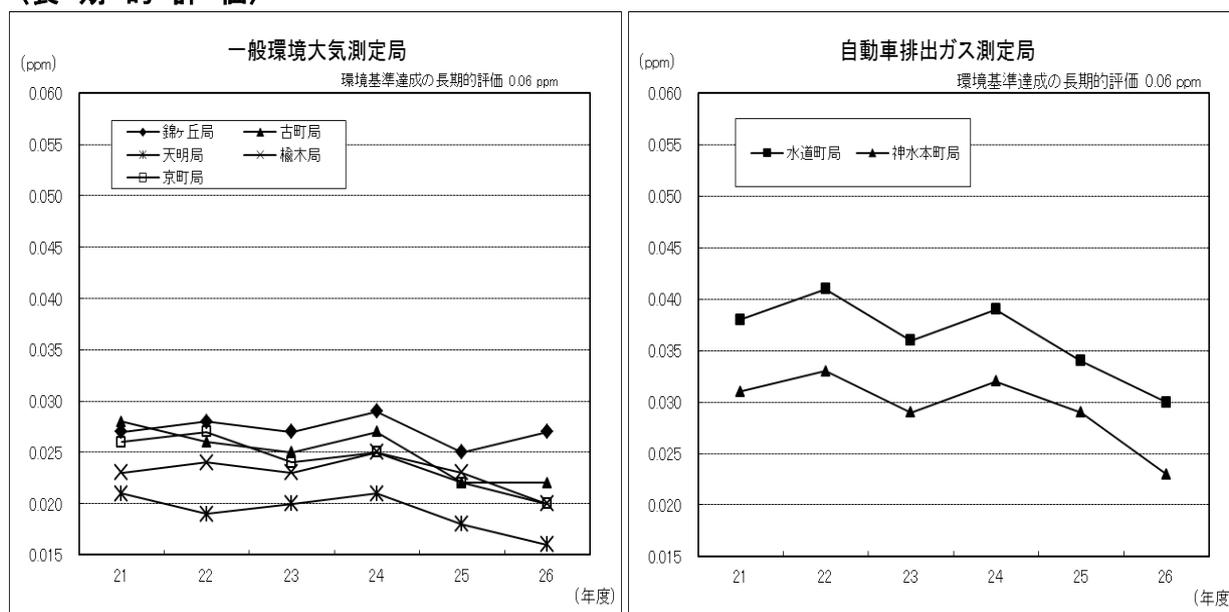


図 1-1-6 二酸化窒素の日平均値の98%値推移

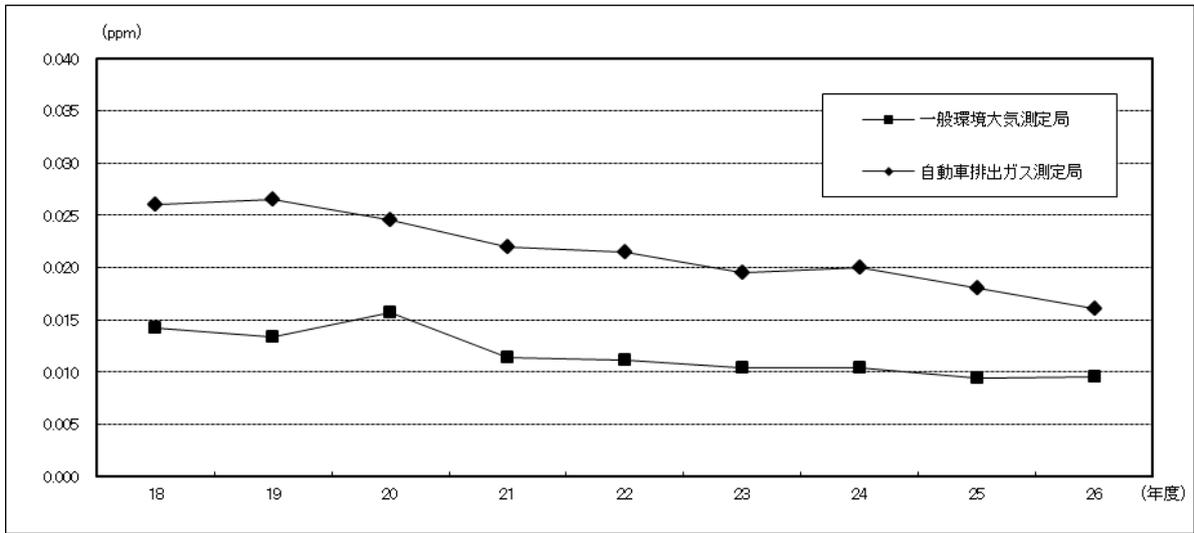


図 1-1-7 二酸化窒素の年平均値推移

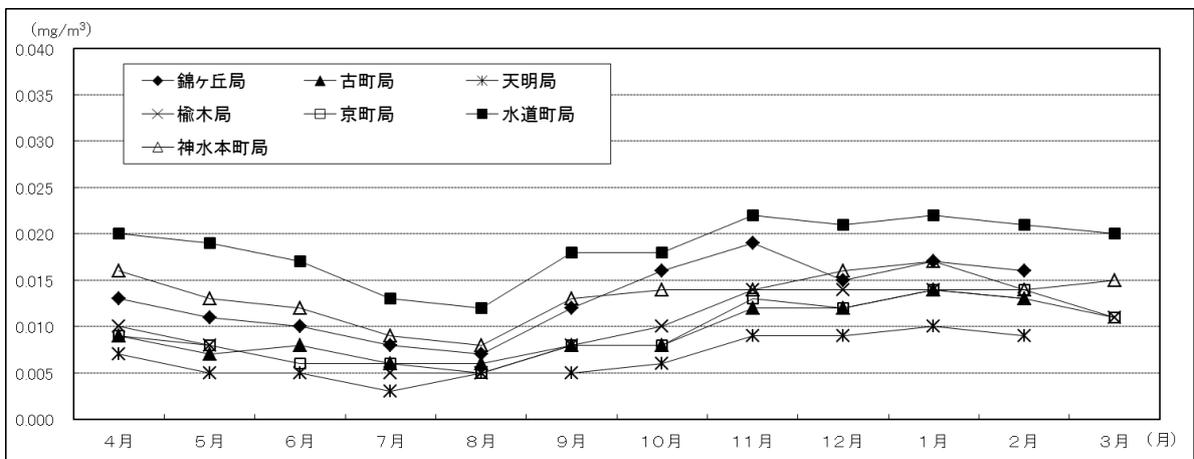


図 1-1-8 二酸化窒素の日平均値推移(平成 26 年度の月別)

※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日で測定を終了

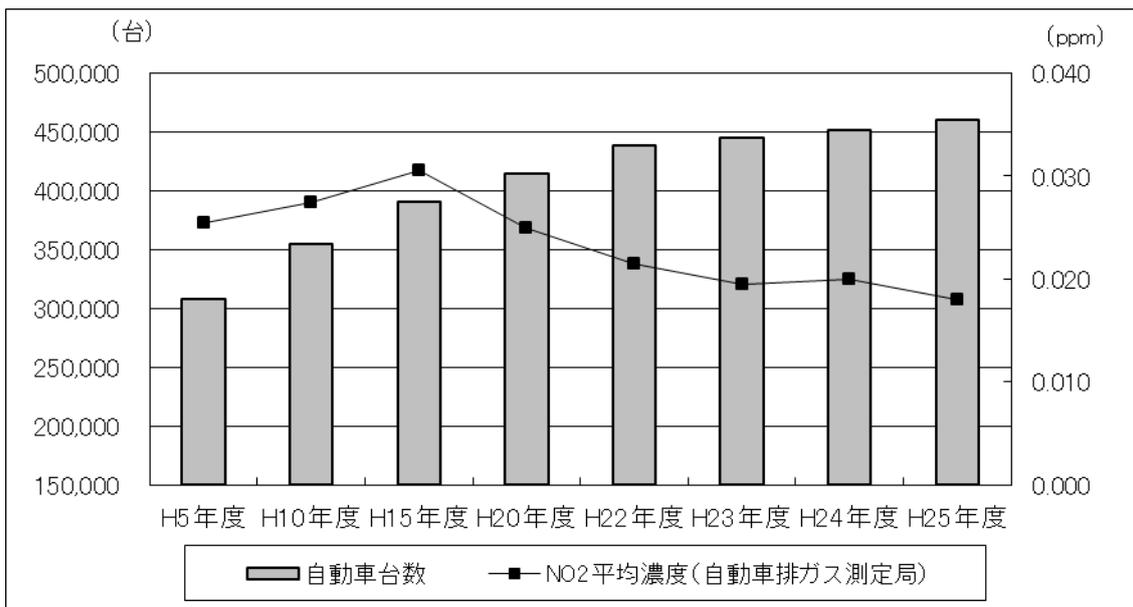


図 1-1-9 自動車保有台数と二酸化窒素濃度の推移

※自動車台数の統計データの最新年度は平成25年度

(3)浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいいます。主な発生源としては、工場・事業場や自動車等から発生するばいじんや粉じんなどの人為的な原因のほか、海塩粒子、土砂、火山灰、黄砂及び煙霧などの自然由来によるものに分類されます。

平成 26 年度も黄砂や煙霧が観測されており、浮遊粒子状物質の環境基準の評価に影響を与えています。黄砂の飛来日数や煙霧の発生日数の推移については以下に示します。(図 1-1-10、図 1-1-11)

浮遊粒子状物質の環境基準の評価には、短期的評価(図 1-1-12、図 1-1-13)と長期的評価(図 1-1-14、図 1-1-15)があり、平成 26 年度は全ての測定局で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準を達成していました。(表 1-1-5) 以前は環境基準未達成の測定局が多くみられましたが、ここ数年は環境基準を達成する測定局が増えています。

また、各測定局の年平均値(図 1-1-15)を見ると、一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局ともに減少傾向にあります。

月平均値を見ると、一般環境大気測定局(図 1-1-16)、自動車排ガス測定局(図 1-1-17)ともに、5月と翌年2、3月に高い数値を示しています。

表 1-1-5 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

測定局名		環境基準による評価					
		[短期的評価]			[長期的評価]		
		1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えないこと。		
		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数(時間)	評価	1日平均値の2%除外値(mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	評価
一般局	京町局	0	0	○	0.058	無	○
	錦ヶ丘局	0	0	○	0.053	無	○
	古町局	0	0	○	0.055	無	○
	天明局	0	0	○	0.052	無	○
	楡木局	0	0	○	0.055	無	○
自排局	水道町局	0	0	○	0.052	無	○
	神水本町局	0	0	○	0.059	無	○

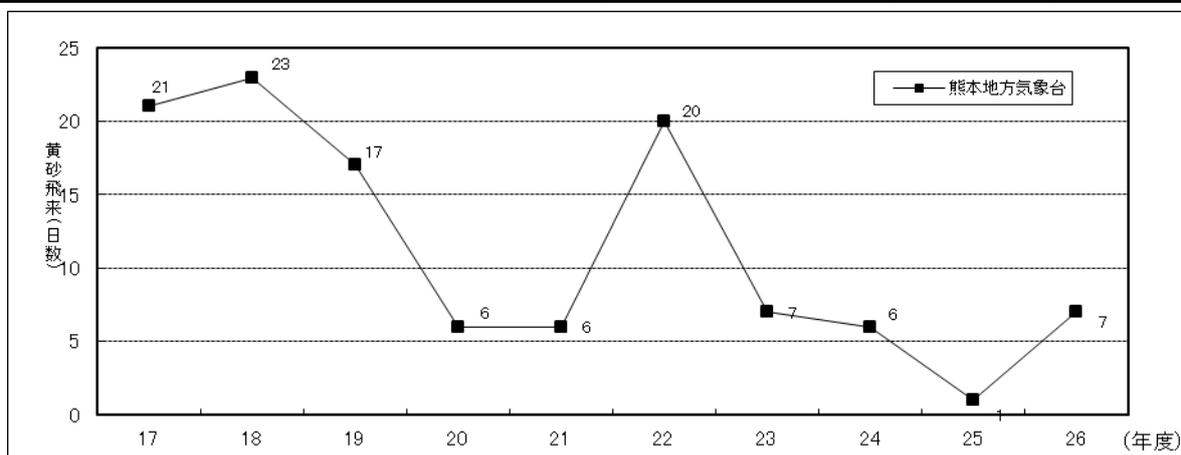


図 1-1-10 黄砂の飛来日数の推移(熊本地方気象台)

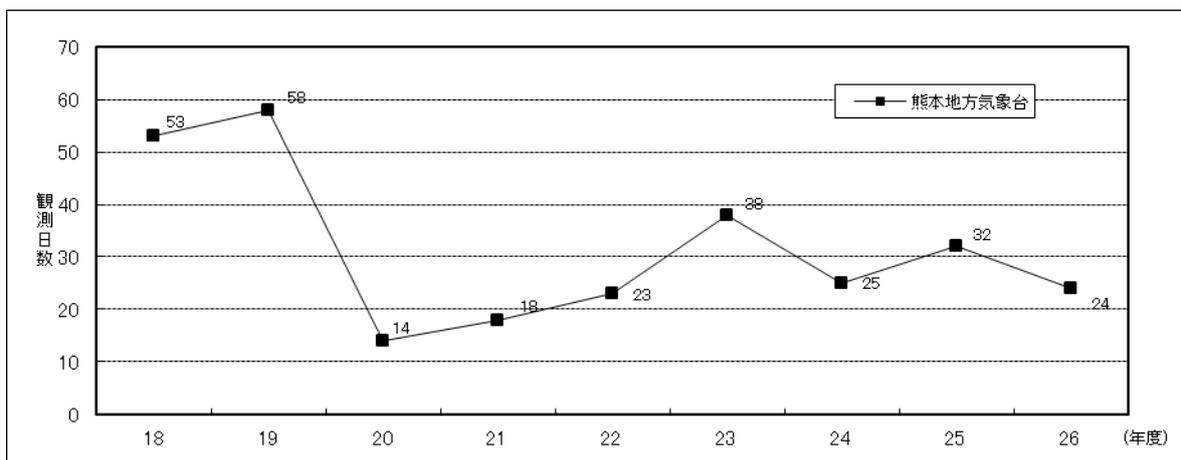


図 1-1-11 煙霧の観測日数(熊本地方気象台)

〈短期的評価〉

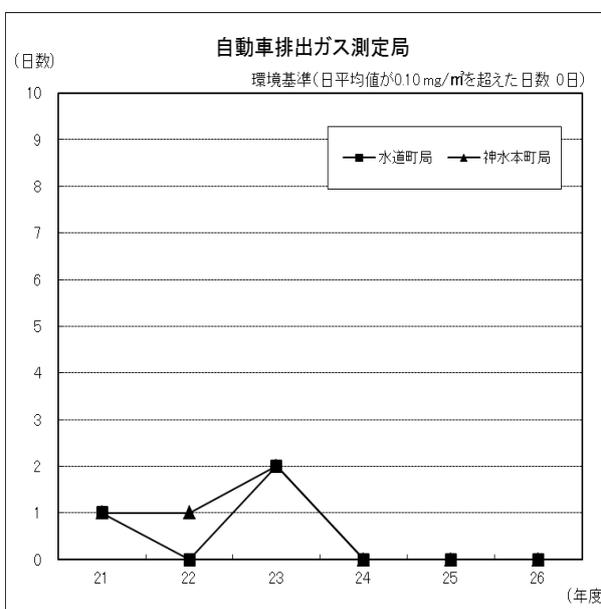
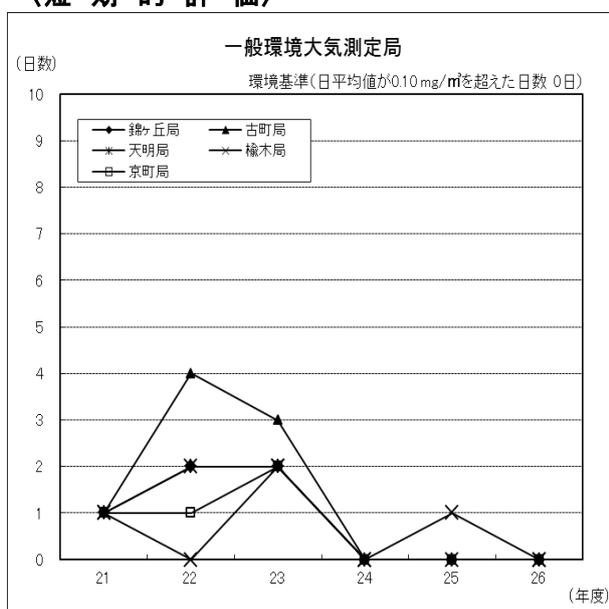


図 1-1-12 浮遊粒子状物質の短期評価(日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数)の推移

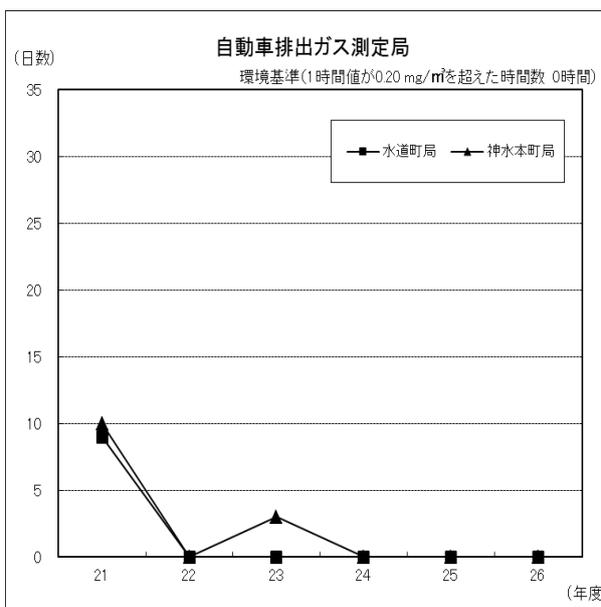
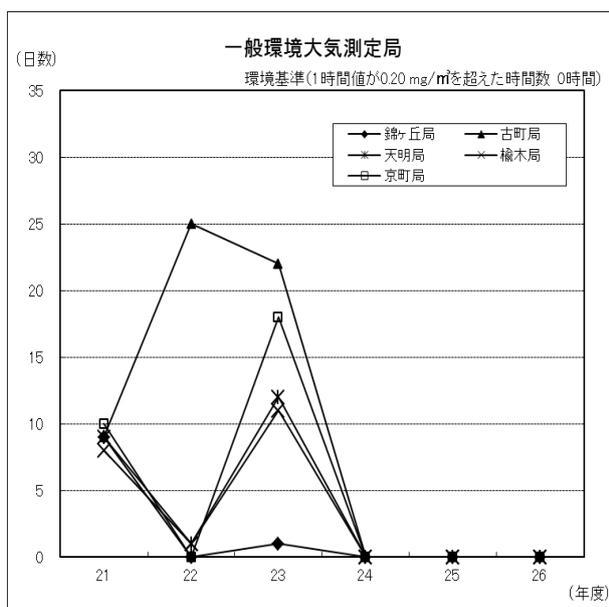


図 1-1-13 浮遊粒子状物質の短期評価(1時間値が 0.20 mg/m³ を越えた時間数)の推移

〈長期的評価〉

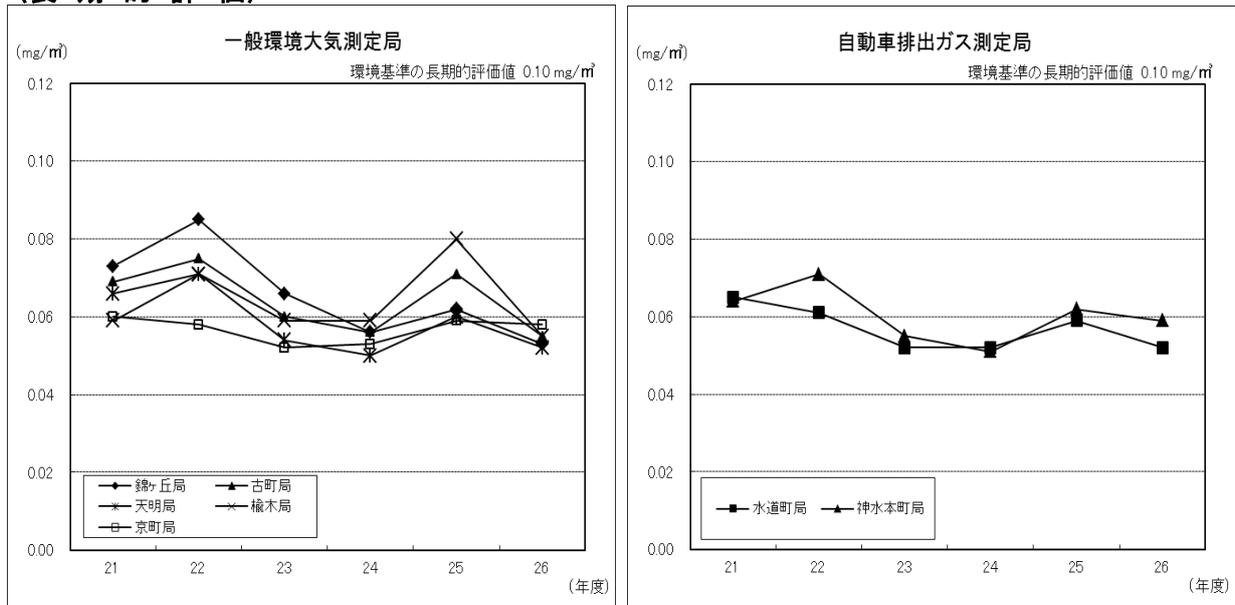


図 1-1-14 浮遊粒子状物質日平均値の2%除外値の推移

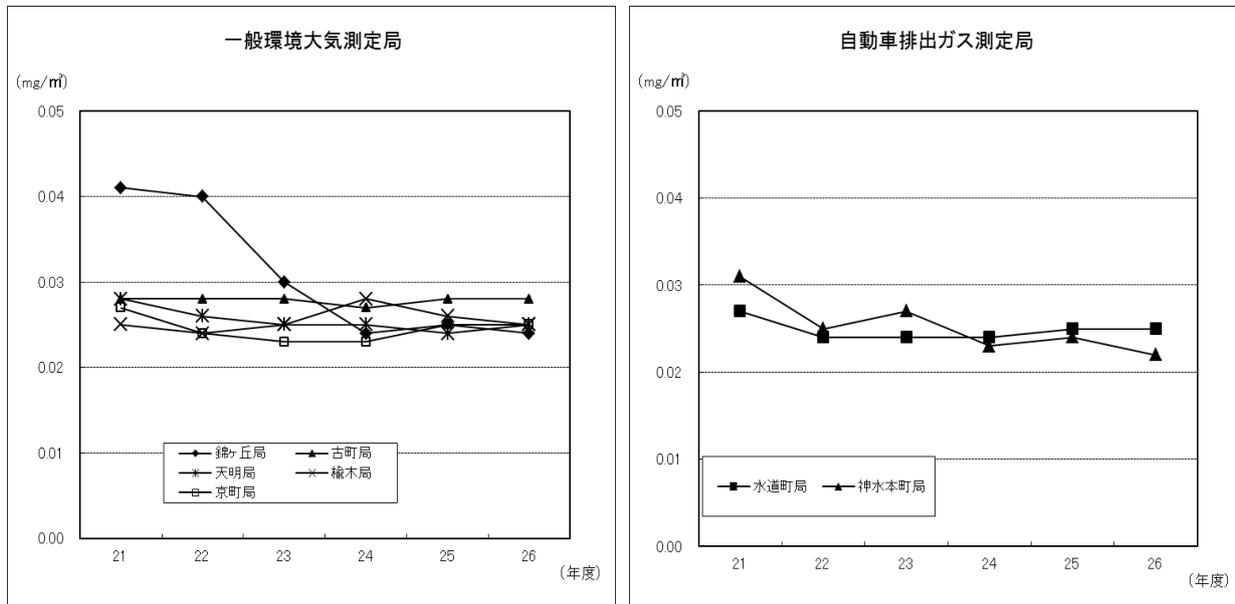


図 1-1-15 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

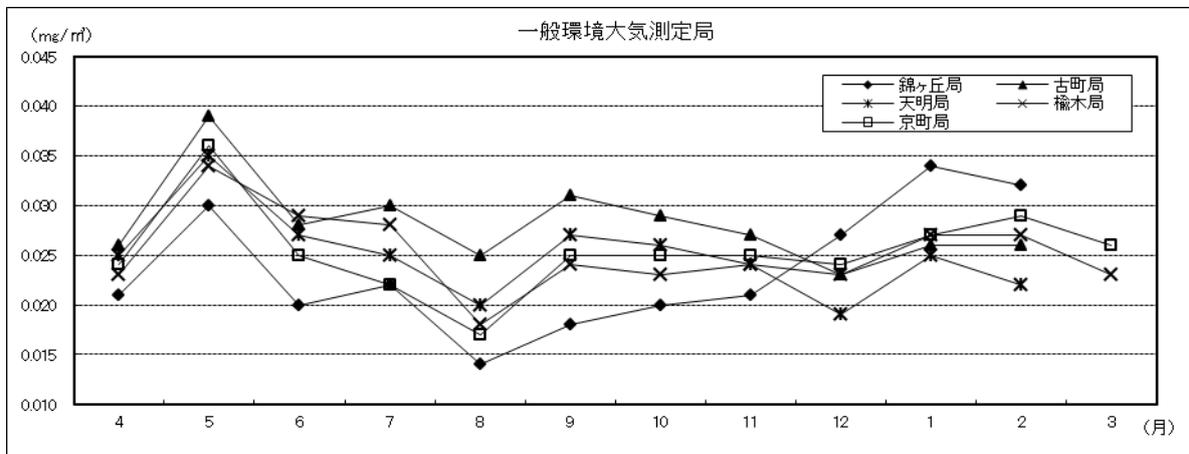


図 1-1-16 浮遊粒子状物質の月平均値推移(平成 26 年度の月別値)

※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日で測定を終了

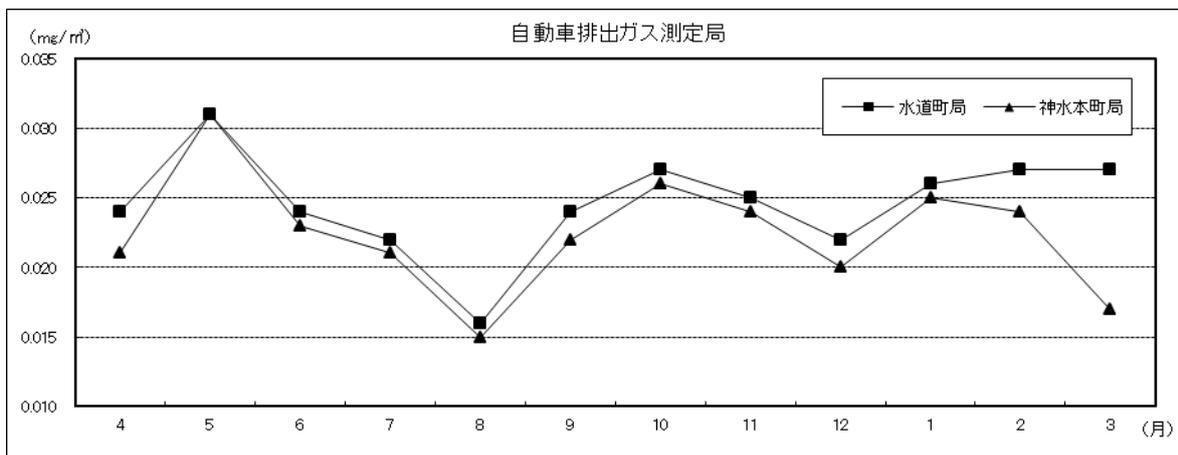


図1-1-17 浮遊粒子状物質の月平均値推移(平成26年度の月別値)

※神水本町局の3月結果は機器トラブル等により正常な測定値より低いと考えられるため参考値

(4) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

微小粒子状物質は、大気中に浮遊している物質で、粒径が2.5 μ m以下(髪の毛の1/30程度の大きさ。)のものをいいます。

主な発生源としては、浮遊粒子状物質と同様に、自動車の排ガスや工場のばい煙や粉じんなど発生源からの排出等の人為的な原因のほか、海塩粒子、土壌、火山灰、黄砂及び煙霧などの自然由来によるものに分類されます。近年では大陸からの大気汚染物質が日本に影響を与えることが懸念されています。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生します。

微小粒子状物質は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響などが懸念されています。

① 常時監視の状況

平成21年9月に微小粒子状物質の環境基準が新たに設定され、本市では、平成24年2月から、自動車排ガス測定局の神水本町測定局で測定を開始しました。その翌年の平成25年2月からは天明測定局、平成25年12月からは京町測定局、古町測定局、楡木測定局、水道町測定局でも測定を開始し、平成26年度はこの6局で測定を行いました。

微小粒子状物質の環境基準の評価は長期的評価で行いますが、平成26年度は全局で基準未達成でした。(表1-1-6)

月別の平均値を見ると、冬から梅雨入り前までにかけて高くなる傾向にあります。大陸からの大気汚染物質や黄砂の流入が影響していると考えられます。(図1-1-18)

表1-1-6 微小粒子状物質の環境基準達成状況

測定局名		環境基準による長期的評価		
		[長期基準]1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		かつ 評価
		[短期基準]1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		
		年平均値の値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	
一般局	京町局	18.6	24	×
	古町局	16.1	14	×
	天明局	18.7	14	×
	楡木局	17.8	25	×
自排局	水道町局	22.0	41	×
	神水本町局	18.4	17	×

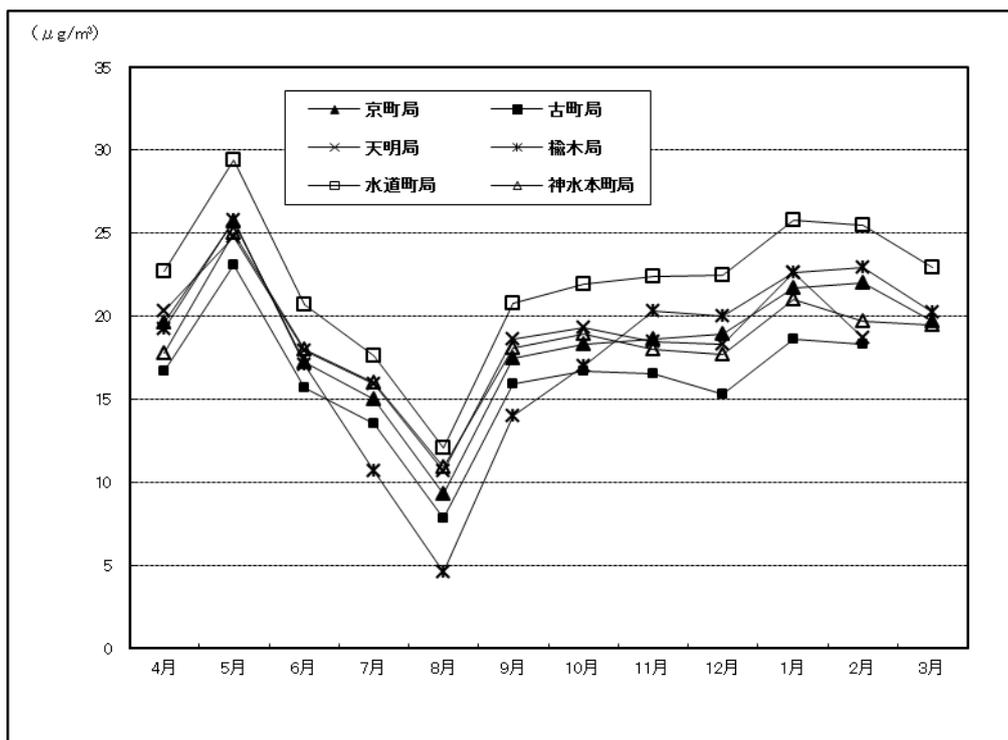


図 1-1-18 微小粒子状物質の月平均値推移(平成 26 年度の月別値)
 ※ 古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日で測定を終了

全国的に見ても、微小粒子状物質の環境基準達成状況は低い状態にあります。平成 25 年度大気汚染状況報告書(環境省水・大環境局)によると、全国の平成 25 年度の微小粒子状物質の環境基準達成状況は、有効測定局のうち、一般環境大気測定局 16.1%、自動車排ガス測定局 13.3%となっており、達成率はともに低い状態でした。(表 1-1-7)

全国の年平均濃度は、一般環境大気測定局 $15.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排ガス測定局 $16.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。

表 1-1-7 微小粒子状物質の全国環境基準達成状況(平成 25 年度)

	一般環境大気測定局	自動車排ガス測定局
測定局数	492	181
達成局数	79	24
達成率(%)	16.1(%)	13.3(%)

② 暫定指針値について

微小粒子状物質には環境基準の他に、国が定めた値として暫定指針値があります。

環境基準が、年間を通して評価する行政が政策を行う上での目標を定めた値であるのに対し、暫定指針値とは人の健康に、ある程度の影響を与える可能性がある濃度水準として、平成 25 年 3 月 1 日に国が暫定的に定めた数値で、一日の平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とされています。

この暫定的な指針となる値については、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととされています。

③ 注意喚起の発出状況

注意喚起は、一日の平均値が暫定指針値(一日の平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予想される場合に実施されます。

平成 26 年度の熊本県下における微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の発出状況は表のとおりです。(表 1-1-8)

注意喚起は熊本県内を 4 つに区分し、その区域ごとに発出されます。(図 1-1-19)熊本市は、北区植木町が県北地域に、それ以外は県中央地域に区分されており、平成 26 年度には熊本市に
関係する発出は 2 回ありました。

なお、熊本市内の測定局の配置場所の変更にもない、平成 27 年 3 月 2 日からは注意喚起の地域区分が変更され、熊本市全域が県中央地域に区分されました。(第 1 章第 1 節 4 大気汚染常時監視測定局の配置等の見直し(p.22)参照)

表 1-1-8 熊本県下での PM2.5 に係る注意喚起の発出状況(平成 26 年度)

年月日	発出時間	対象地域
平成 27 年 1 月 17 日	6 時 30 分	県北地域、県中央地域 県南地域、天草地域
平成 27 年 3 月 23 日	6 時 30 分	県中央地域

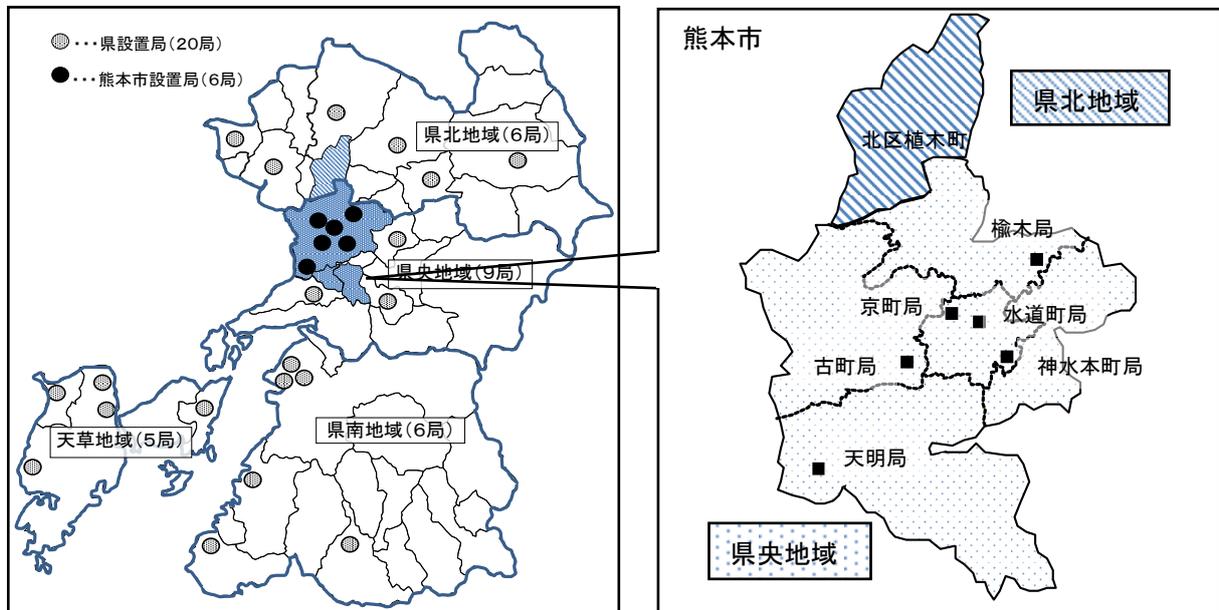


図 1-1-19 PM2.5 に係る注意喚起の地域区分

※ 図は平成 27 年 2 月 1 日現在。

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、強い紫外線により、光化学反応を起こして生成される酸化力の強い二次生成物質(主生成物はオゾン)の総称です。

光化学オキシダントは高濃度になると、目や呼吸器系に刺激等の悪影響を与え、空が白くモヤがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼びます。一般的には、日差しが強く、風が弱く、気温の高い時期に発生しやすくなります。熊本では、春先から梅雨入り前までに高くなる傾向があります。その原因として、大陸からの大気汚染物質の流入の影響も指摘されています。

① 常時監視の状況

光化学オキシダントの環境基準評価は短期的評価(昼間(5~20時)の1時間値が0.06 ppm以

下)で行うこととされており、昼間の1時間値が1回でも0.06 ppmを超えると環境基準未達成となります。例年、5局とも基準未達成となっており、平成26年度も5局全て未達成でした。(表1-1-9、図1-1-20、図1-1-21、図1-1-22)全国的にも達成率は低く、平成25年度における全国の一般環境測定局の達成率は、0.3%でした。

光化学スモッグ注意報発令に際して重要となる光化学オキシダント濃度の昼間一時間値の最高値(図1-1-23)と年平均值(図1-1-24)は、依然として高い水準にあるものの、平成18年度から平成19年度をピークに横ばい若しくは緩やかな減少傾向にあります。(図1-1-23、図1-1-24)

表 1-1-9 光化学オキシダントの環境基準達成状況

測定局名		環境基準による短期的評価 (昼間の1時間値が0.06 ppm以下であること)									
		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
		日数	時間数	日数	時間数	日数	時間数	日数	時間数	日数	時間数
京町局	1時間値が 0.06 ppm を超えた 日数と 時間数	59	335	54	340	75	449	89	523	80	458
錦ヶ丘局		59	316	68	356	67	378	64	345	69	421
古町局		73	373	59	373	75	381	84	488	82	458
天明局		68	340	56	318	84	391	88	499	81	441
楡木局		65	421	49	289	67	392	90	534	83	546

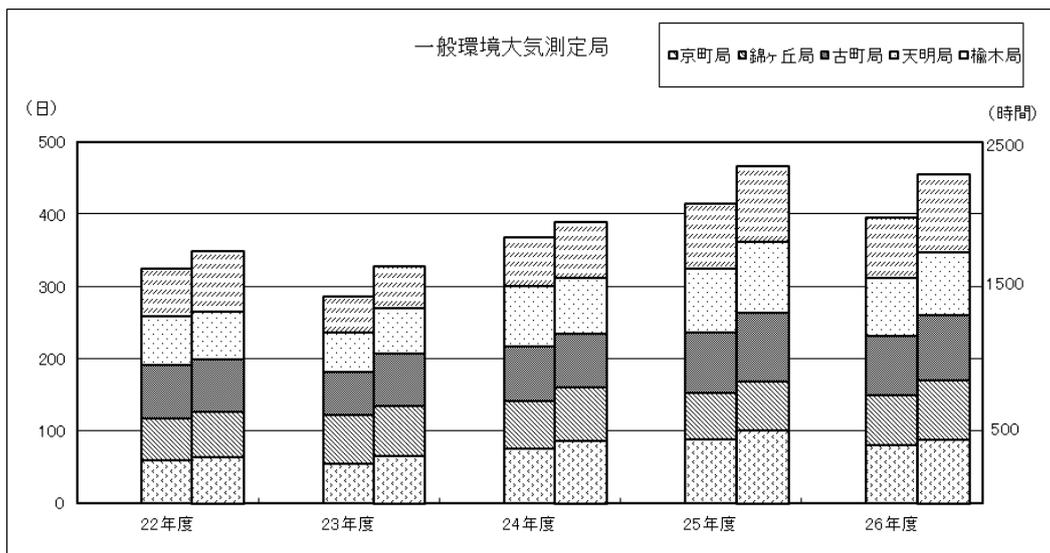


図 1-1-20 光化学オキシダントの1時間値が0.06 ppmを超えた日数(左)と時間数(右)の推移

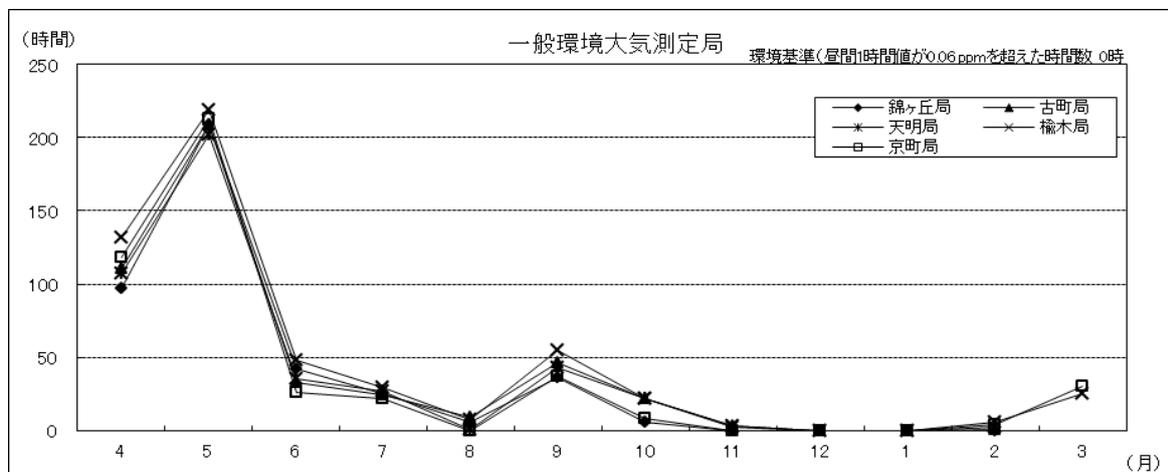


図 1-1-21 光化学オキシダントの昼間1時間値が0.06 ppmを超えた時間数推移(26年度の月別値)
※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日まで測定

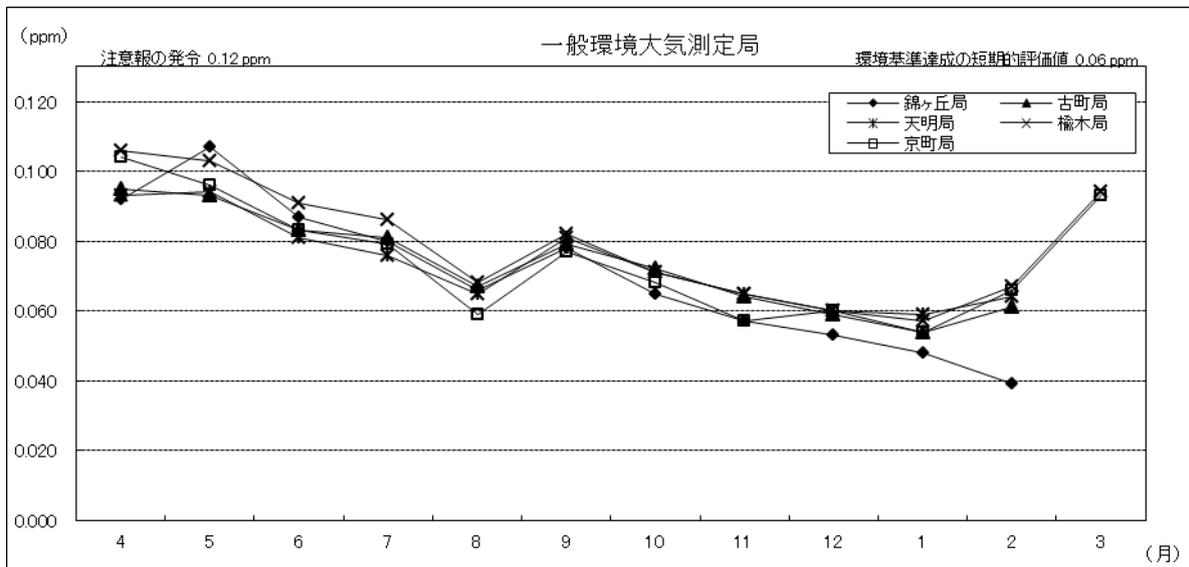


図1-1-22 光化学オキシダントの昼間1時間最高値推移(26年度の月別値)

※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成 27 年 2 月 8 日、2 月 17 日、2 月 16 日まで測定

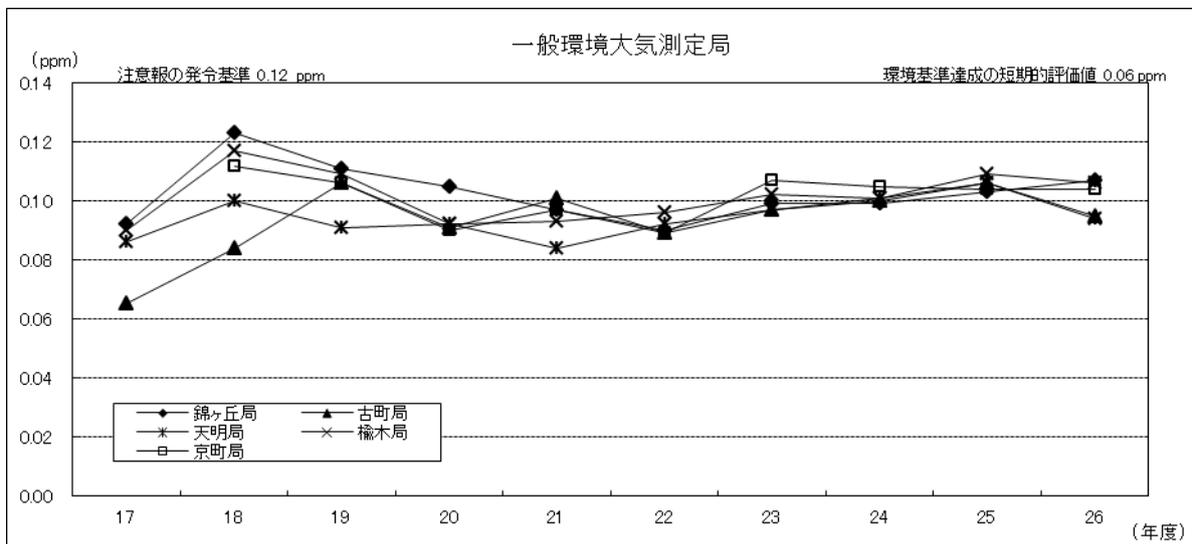


図 1-1-23 光化学オキシダントの昼間 1 時間最高値推移(年度別)

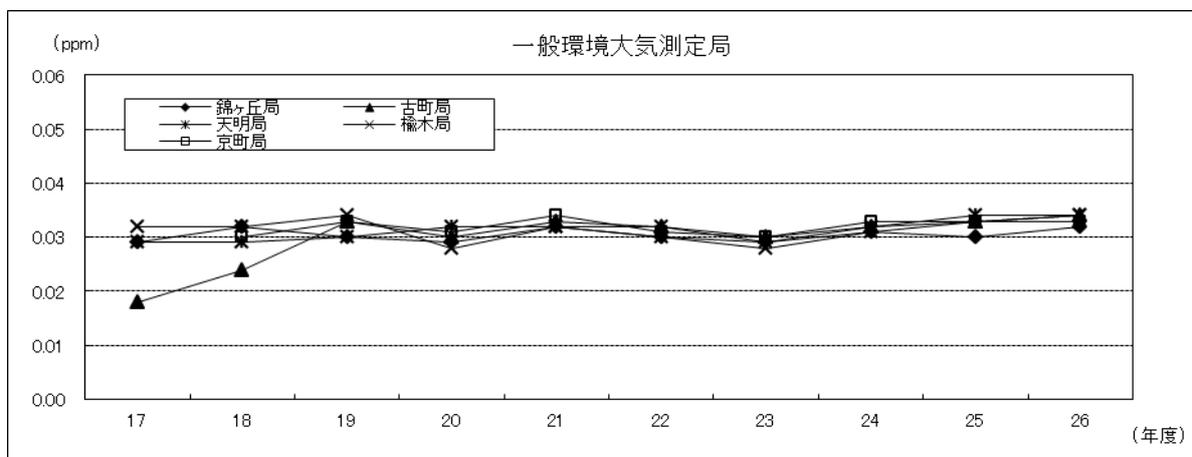


図 1-1-24 光化学オキシダントの昼間 1 時間値の年平均値推移(年度別)

② 光化学スモッグ予報及び注意報の発令状況

平成26年度は、本市を対象とした光化学スモッグ予報及び注意報発令はありませんでした。熊本県下における過去の光化学スモッグ予報及び注意報の発令状況は次のとおりです。(表1-1-10)。

光化学スモッグ予報とは、光化学オキシダント濃度の一時間値が0.1ppmを超え、光化学スモッグ注意報発令基準の0.12ppmに達する恐れがある場合に、関係者に対して光化学スモッグ注意報発令の準備を促す制度で、平成19年度から運用されています。

光化学スモッグ注意報等は熊本県内を16に区分し、その区域ごとに発令されます。(図1-1-25)熊本市は、北区植木町が玉名地域に、南区城南町が宇城地域に、それ以外は熊本市地域と、3つに区分され、平成18年に1度だけ注意報が発令されています。(その他、平成21年に下益城郡城南町で注意報発令。)

なお、熊本市内の測定局の配置場所の変更にとまない、平成27年3月2日からは発令地域区分が変更されました。(第1章第1節 4大気汚染常時監視測定局の配置等の見直し(p.22)参照)

表 1-1-10 熊本県下での光化学スモッグ予報及び注意報発令状況

年月日	発令内容	注意報等発令地域
平成18年6月7日	注意報	熊本市
平成19年4月27日	予報・注意報 注意報	天草市河浦町地域 天草郡苓北町地域
平成19年5月8日	予報・注意報 予報・注意報	天草市河浦町地域 天草郡苓北町地域
平成19年5月9日	注意報	菊池市地域(旧菊池市)
平成19年5月27日	予報・注意報 予報・注意報	天草市河浦町地域 天草郡苓北町地域
平成20年5月27日	予報	菊池・阿蘇地域
平成21年5月8日	予報 予報・注意報 予報・注意報	菊池・阿蘇地域 宇城(城南町含む)・上益城地域 天草地域
平成21年5月9日	予報・注意報	菊池・阿蘇地域
平成24年5月8日	予報	阿蘇地域

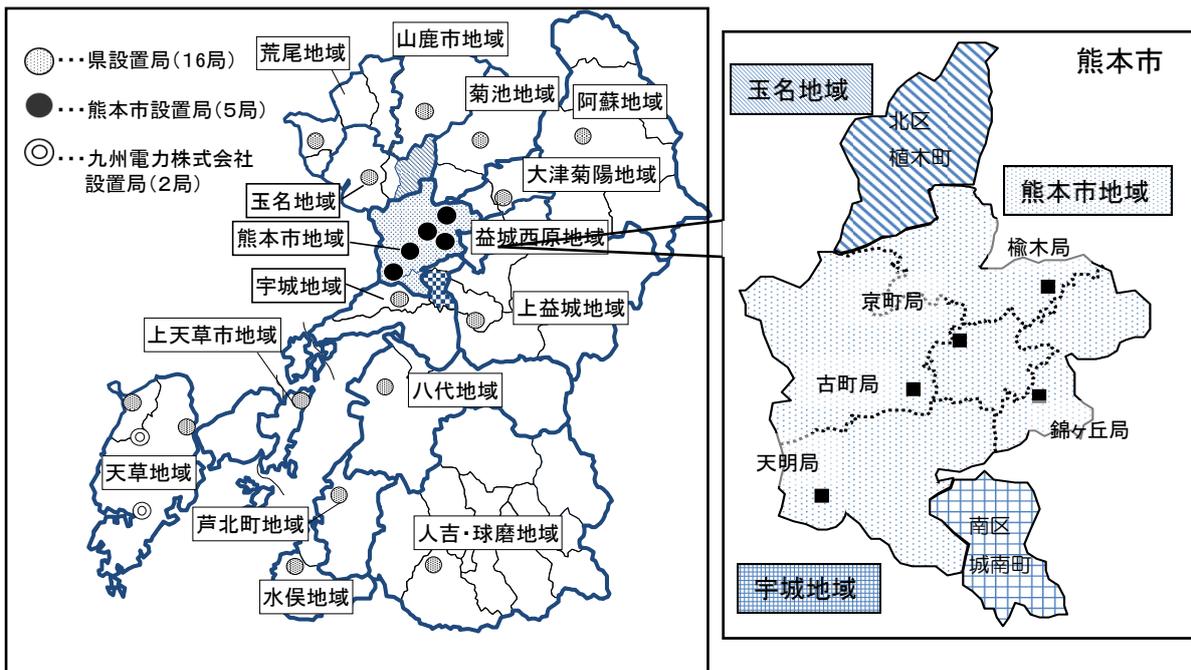


図 1-1-25 光化学スモッグ注意報等の発令地域区分

※ 図は平成27年2月1日現在

③ 1年間の光化学オキシダント昼間1時間値の平均値推移

市内の測定局の中から代表して、楡木測定局における昼間一時間値の月別平均値推移を見ると、3～6月にかけてオキシダント濃度が高めに推移しているのが分かります。これまでの測定データの傾向から、春先から梅雨入り前までの時期は、午前9時の段階でオキシダント濃度が0.06 ppmまで達していて、風が弱く、日中の気温が25度以上に上昇しそうな日は、光化学スモッグ注意報が発令される可能性が非常に高いので注意が必要です。(図1-1-26)

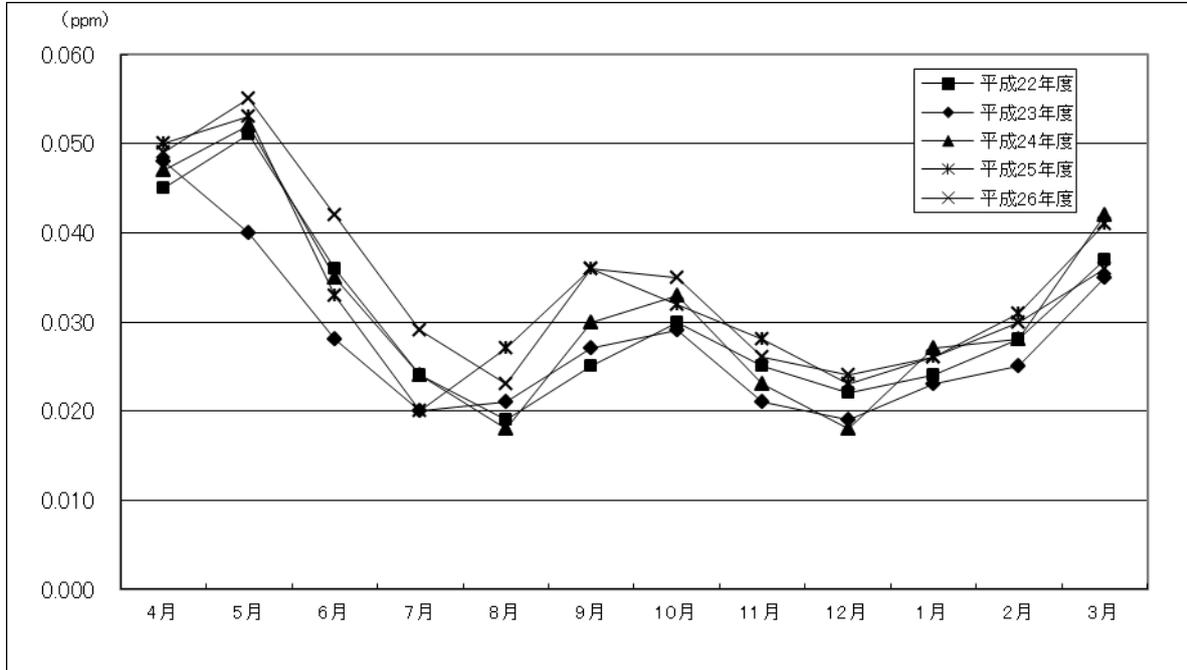


図1-1-26 楡木測定局におけるオキシダント昼間1時間値の平均値推移(H22.4月～H27.3月)

【参考】

全国の平成26年度光化学オキシダント注意報等の発令状況(H27.2月環境省発表)

1 光化学オキシダント注意報等の発令件数

(1) 発令した都道府県数

15 都府県(H25: 18 都府県)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県

(2) 発令延日数 83日(H25: 106日)

・11日以上 埼玉県、千葉県

・6日～10日 茨城県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県

・1日～5日 栃木県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県

(3) 月別

5月(延3日)、6月(延23日)、7月(延39日)、8月(延18日)

2 光化学オキシダント濃度の最高値 0.173 ppm

(6/1 東京都区西部及び区南部)

(6)一酸化炭素

一酸化炭素は物が燃焼する際、酸素が不足すると発生します。主に自動車からの排出が多いため、自動車排出ガス測定局の監視項目となっています。平成 10 年度まで水道町測定局と神水本町測定局の 2 局で測定していましたが、平成 11 年度からは水道町測定局の 1 局で監視を行っています。

環境基準の評価は、短期的評価と長期的評価がありますが、平成 26 年度も両評価とも基準を達成しています。(表 1-1-11) 平成 25、26 年度はやや濃度の上昇が見られますが、平成 17 年度のピーク以降緩やかな減少傾向となっています。(図 1-1-27、図 1-1-28)

表1-1-11 一酸化炭素の環境基準達成状況

測定局名	環境基準による評価					
	[短期的評価]			[長期的評価]		
	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。			1 日平均値の高いほうから 2 % 除外値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 10 ppm を超えないこと。		
	日平均値が 10 ppm を超えた日数 (日)	1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm を超えた回数 (回)	評価	1 日平均値の 2 % 除外値 (ppm)	日平均値が 10 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	評価
水道町局	0	0	○	1.3	無	○

〈長 期 的 評 価〉

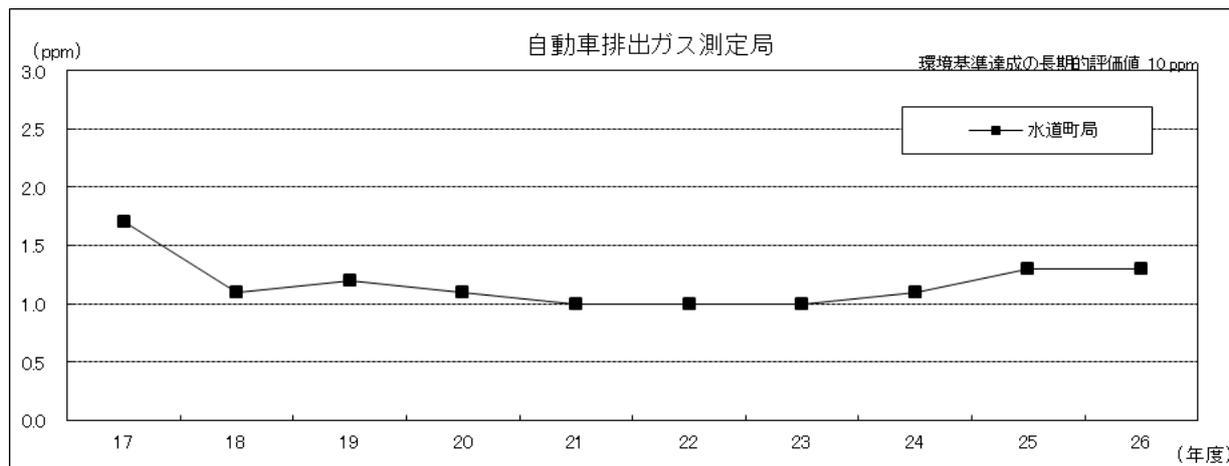


図1-1-27 一酸化炭素の日平均2%除外値推移

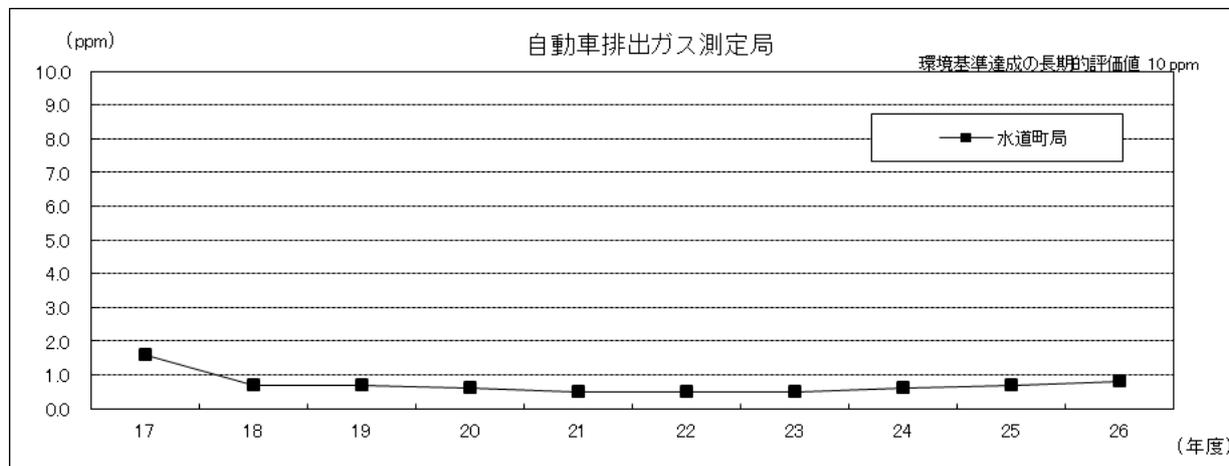


図 1-1-28 一酸化炭素の年平均値推移

(7)非メタン炭化水素

炭化水素は主に自動車から排出され、メタンとそれ以外の非メタン炭化水素とに分けられます。

非メタン炭化水素は、紫外線と共に光化学オキシダントを生成する原因の一つです。非メタン炭化水素には、環境基準が設定されていませんが「光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppmに対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある」という環境省指針が示されています。これは、朝方の非メタン炭化水素の濃度が当日の光化学オキシダントの発生を推測する上で重要な指標となるからです。

本市における平成 26 年度の非メタン炭化水素の発生状況は、午前 6 時から 9 時の時間帯において指針の範囲にあった日数は錦ヶ丘測定局で 95 日、天明測定局で 3 日でした。(表 1-1-12) また、発生 の 時期 として は、大気滞留の影響で 11 月から 2 月までの冬季が高い傾向にあります。(図 1-1-29)なお、光化学オキシダントについては、本報告書「(5)光化学オキシダント」の記載を参照下さい。

表 1-1-12 非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20 ppmC を超えた日数

	錦ヶ丘局	天明局
0.20 ~ 0.31 ppmC の日数	95 日	3 日
0.31 ppmC 以上の日数	16 日	0 日

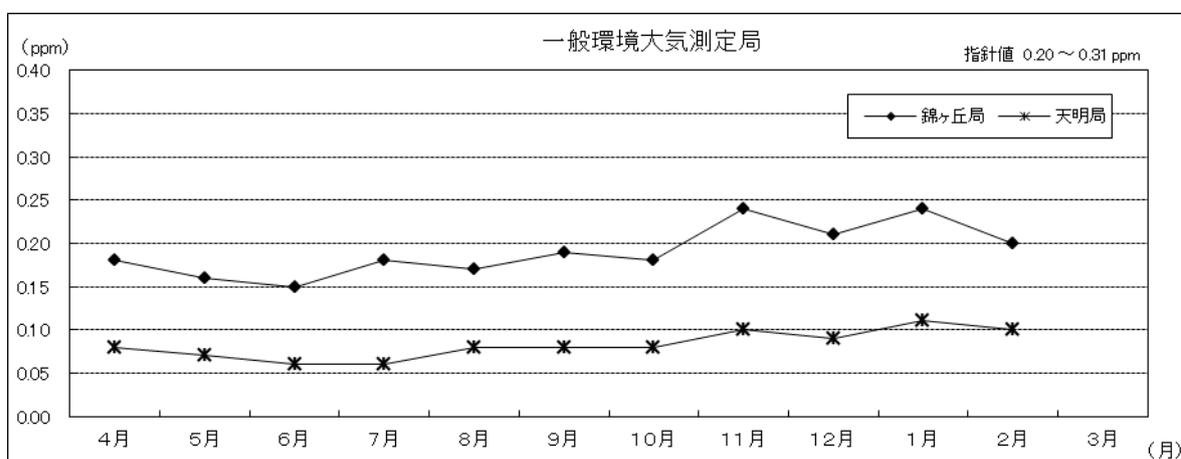


図 1-1-29 非メタン炭化水素の 3 時間値(6~9 時)平均値推移(平成 26 年度の月別値)

※ 錦ヶ丘局、天明局はそれぞれ平成 27 年 2 月 8 日、2 月 16 日まで測定

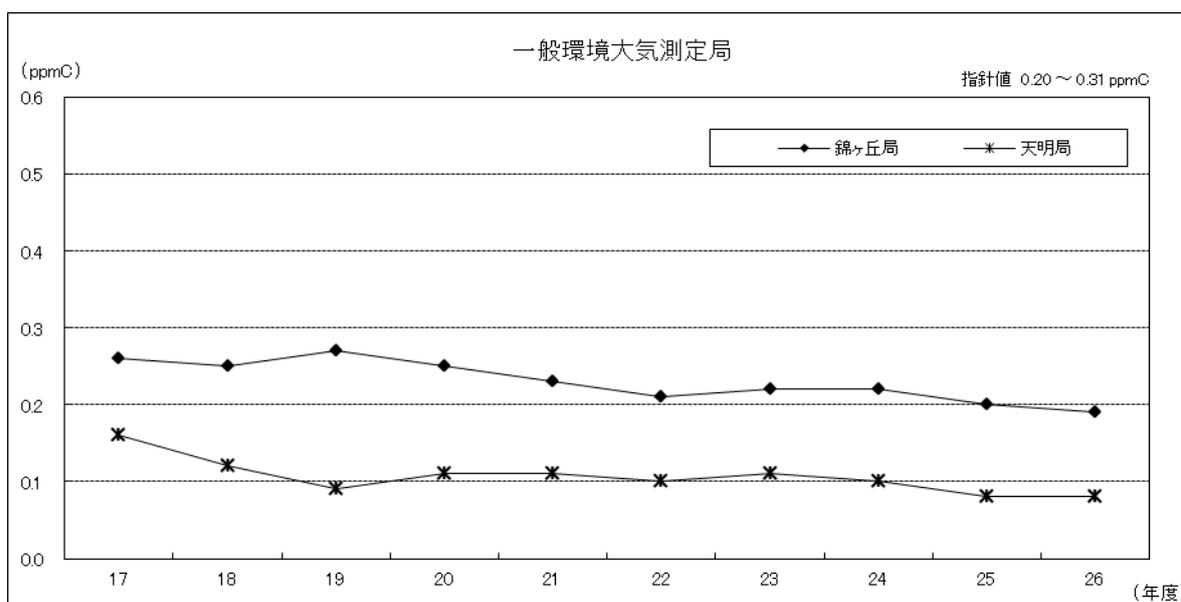


図 1-1-30 非メタン炭化水素の 3 時間値(6~9 時)年平均値推移

(8) 酸性雨

酸性雨は pH が 5.6 以下の雨水をいい、大気中の窒素酸化物、硫黄酸化物が水分と反応し、硝酸、硫酸などの酸性物質になり、雨水が酸性になったものです(通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、pH が 5.6 程度となっています)。

本市では、昭和 62 年 8 月から花畑町測定局で酸性雨の測定を行ってきましたが、平成 12 年 4 月からは錦ヶ丘測定局に変更し、pH 及び降雨量の測定を行っています。

平成 26 年度の本市における降雨の年平均 pH は 4.7 であり、県内の広い範囲でも酸性雨が確認されています。この原因としては、大陸からの酸性物質の飛来が示唆されていますが、地域における窒素酸化物などの酸性物質の排出を抑制することも重要です。(図 1-1-31、表 1-1-13)

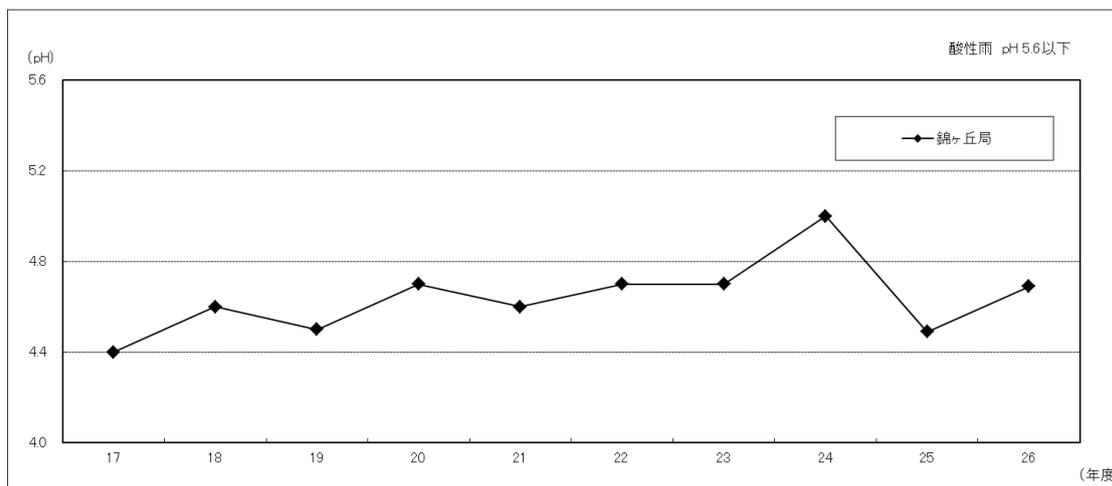


図 1-1-31 雨水中pHの年平均値推移

表 1-1-13 熊本市の雨水中pHの年平均値

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
錦ヶ丘局	4.6	4.7	4.7	5.0	4.5	4.7

※平成 25 年度までは酸性雨自動測定器による自動測定、平成 26 年度からは熊本市環境総合センターによる測定値を掲載

(9) 気象

熊本地方気象台の観測による熊本市の年間平均気温は 16.7℃、月平均の最高は 7、8 月の 26.8℃、最低は 12 月の 6.2℃で、年間総降水量は 1726.5 mm でした。本市は内陸型気候のため夏は蒸し暑く、冬は寒く乾燥しています。(表 1-1-14、図 1-1-32)

表 1-1-14 熊本地方の気象測定結果

年月		H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27	1月	2月	3月	通年
気温	月平均(°C)		15.7	20.1	22.8	26.8	26.8	24.3	19.7	13.8	6.2	6.6	6.8	10.9	16.7	
			15.7	20.2	23.6	27.3	28.2	24.9	19.1	13.1	7.8	5.7	7.1	10.6	16.9	
	日最高平均(°C)		21.0	26.3	26.9	31.0	30.7	28.9	25.0	18.9	10.8	11.4	11.5	16.1	21.5	
			21.3	25.6	28.2	31.7	33.2	29.9	24.6	18.5	13.0	10.5	12.1	15.7	22.0	
	日最低平均(°C)		10.4	14.6	19.7	23.6	24.2	20.4	15.0	9.1	2.0	2.1	2.6	6.1	12.5	
			10.3	15.2	19.8	24.0	24.4	20.8	14.2	8.3	3.1	1.2	2.3	5.6	12.4	
風	最多風向		SW	SW	SW	SW	SW	NNW	NNW	NNW	NW	NW	NW	NNW	NNW	
	平均風速(m/s)		2.3	2.3	2.2	2.4	2.4	2.0	2.9	1.9	2.3	2.2	2.1	2.2	2.3	
日射	全天日射量(MJ/m ²)		16.1	20.9	14.3	16.2	13.7	14.4	13.5	9.3	7.9	8.6	10.1	14.8	13.3	
			16.5	17.6	15.6	17.5	18.2	15.1	13.0	9.5	8.1	8.3	10.8	13.1	13.6	
湿度	日平均(%)		64	64	76	78	81	72	69	74	70	71	68	66	71	
	最小(%)		10	16	33	24	41	27	27	33	30	26	18	8	24	
雨量	総降水量(mm)		69.0	135.0	258.5	358.0	213.0	107.0	142.0	62.5	62.5	99.5	33.5	186.0	1726.5	
	最大日量(mm)		145.9	195.5	404.9	400.8	173.5	170.4	79.4	80.6	53.6	60.1	83.3	137.9	1985.9	
			25.0	50.0	61.5	99.5	68.0	40.0	45.5	23.5	18.0	37.5	17.5	59.0	45.4	

※ 熊本地方気象台「熊本県気象月報」による

※ 下線付の値は、1981年～2010年の30年平均値を表示。

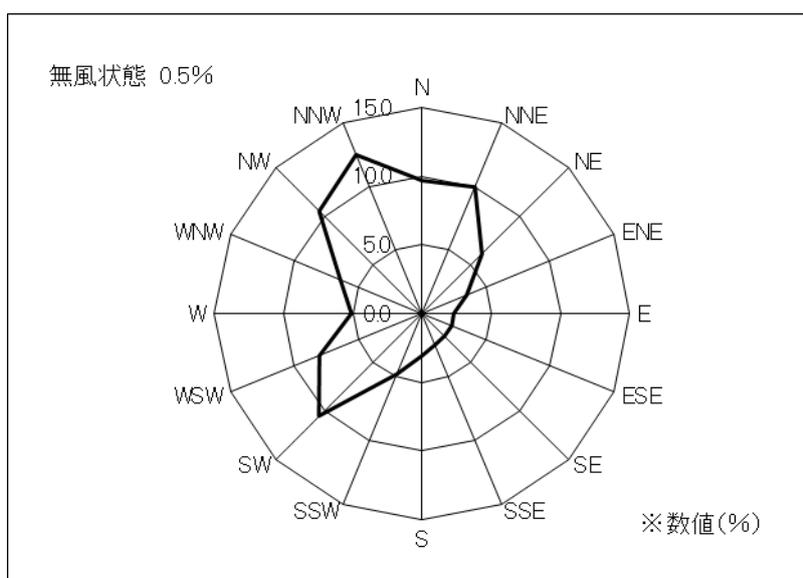


図 1-1-32 熊本地方の年間風配図(平成 26 年度)

4 大気汚染常時監視測定局の配置等の見直し

本市では、これまで一般環境測定局5局、自動車排ガス測定局2局の合計7局で大気汚染常時監視測定局を設置し、大気の状態を監視してきましたが、社会経済活動の変化や越境汚染など発生源等の変化、合併に伴う市域拡大に対応した監視体制を構築するため、大気汚染常時監視測定局の配置見直しを行いました。平成27年3月より、新配置で測定を開始しています。

① 大気汚染常時監視測定局の配置および測定項目

錦ヶ丘測定局、古町測定局、天明測定局を廃止し、新たに北区役所測定局、城南町測定局、秋津測定局、中島測定局を加え、平成27年3月から一般環境測定局6局、自動車排ガス測定局2局の合計8局で測定を開始しました。(表1-1-15、図1-1-33)これに伴い、各測定局での測定項目についても見直しを行いました。

見直し後の測定結果は、平成28年度の環境調査報告書から報告する予定です。

表1-1-15 各測定局の測定項目
見直し前(平成27年2月まで)

測定局		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向風速	測定局
一般局	京町局	○	○	○	○	○	/	/	○	-
	錦ヶ丘局	○	○	/	○	○	○	/	○	廃止
	古町局	/	○	○	○	○	/	/	○	廃止
	天明局	○	○	○	○	○	○	/	○	廃止
	榆木局	○	○	○	○	○	/	/	○	-
自排局	水道町局	○	○	○	○	/	/	○	/	-
	神水本町局	○	○	○	○	/	/	/	○	-

※ 錦ヶ丘局、古町局、天明局はそれぞれ平成27年2月8日、2月17日、2月16日で測定を終了

※ 錦ヶ丘局では酸性雨も測定している

見直し後(平成27年3月から)

測定局		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向風速	測定局
一般局	北区役所局	○	○	○	○	○	/	/	○	新設
	榆木局	○	○	○	○	○	○	/	○	-
	京町局	○	○	○	○	○	/	/	○	-
	秋津局	/	○	○	/	○	○	/	○	新設
	中島局	/	○	○	○	○	/	/	○	新設
	城南町局	○	○	○	○	○	○	/	○	新設
自排局	水道町局	○	○	○	○	/	/	○	/	-
	神水本町局	○	○	○	○	/	/	/	○	-

※ 北区役所局、秋津局、中島局、城南町局はそれぞれ平成27年3月2日から測定を開始

※ 錦ヶ丘局では酸性雨の測定は見直し後も継続

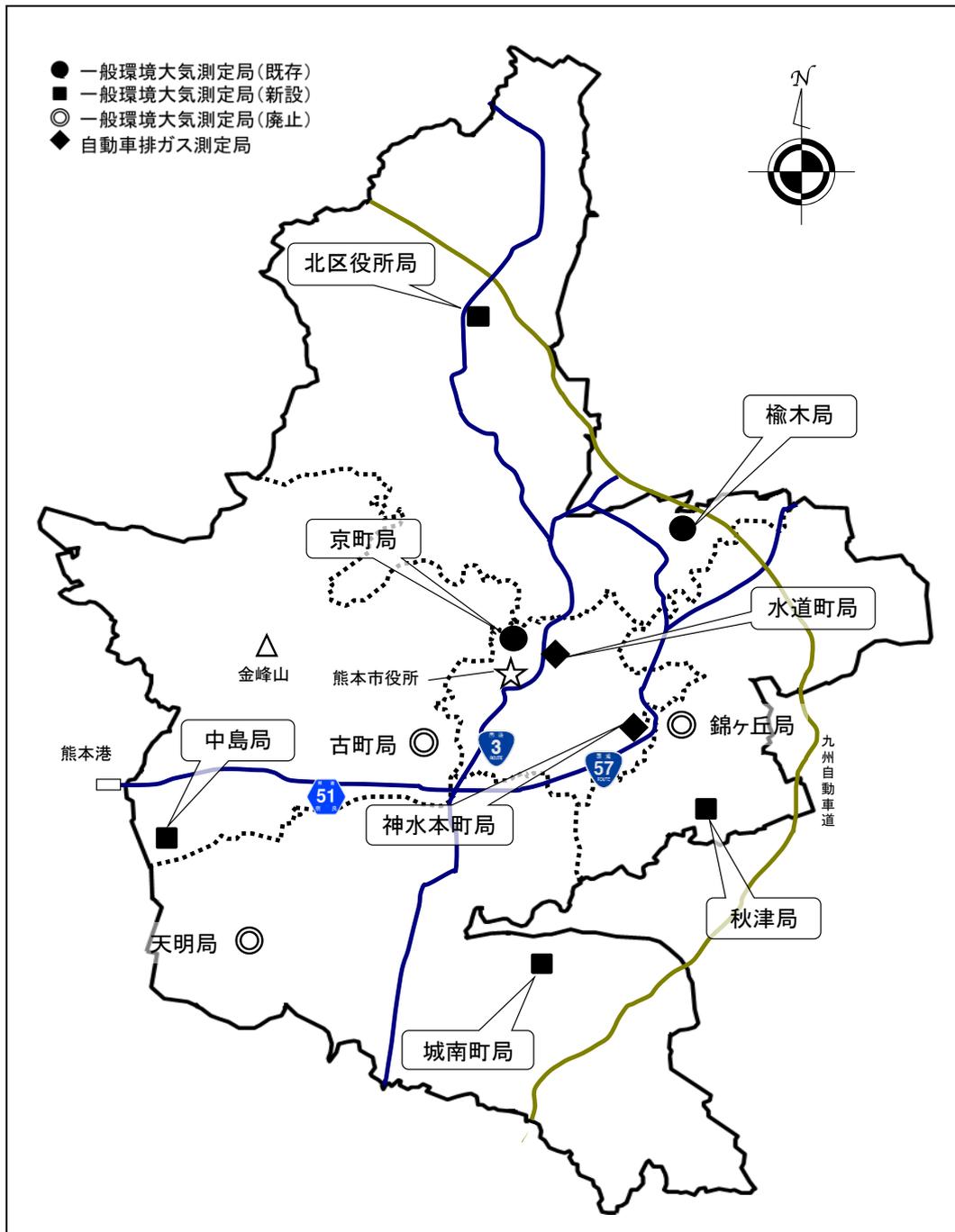


図1-1-33 大気汚染の監視体制(平成27年3月から)

② 微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起の地域区分

測定局の配置場所の変更に伴い平成27年3月2日からPM2.5に係る注意喚起の地域区分が変更されました。これまで、県内4つの地域区分の内、熊本市は、北区植木町が県北地域に、それ以外は県中央地域に区分されていましたが、熊本市全域が県中央地域に区分されました。(図1-1-34)

(変更前のPM2.5に係る注意喚起の地域区分については図1-1-19参照)

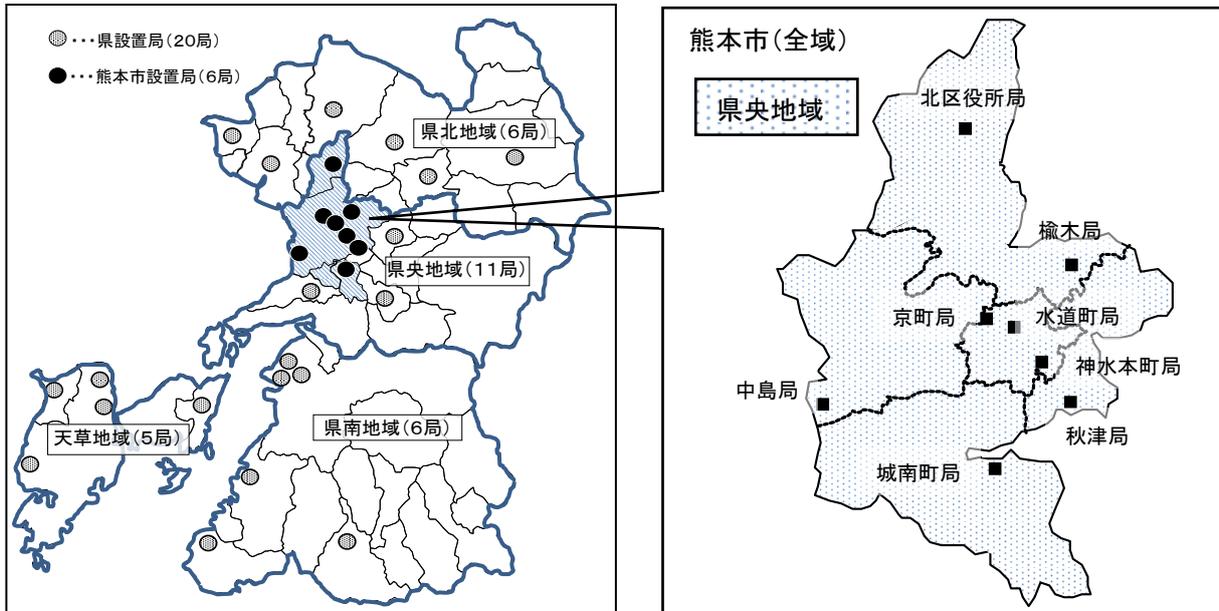


図 1-1-34 PM2.5 に係る注意喚起の地域区分

※ 図は平成 27 年 3 月 2 日から

③ 光化学スモッグ注意報等の発令地域区分

測定局の配置場所の変更に伴い平成 27 年 3 月 2 日から光化学スモッグ注意報等の発令地域区分が変更されました。熊本市は、北区植木町が玉名地域に、南区城南町が宇城地域に、それ以外は熊本市地域と、3 つに区分されていましたが、熊本市北・中央・東区地域と熊本市西・南区・嘉島地域の 2 地域へと変更されました。

また、これにより県内も 16 地域から 17 地域へと変更されました。(図 1-1-35)

(変更前の光化学スモッグ注意報等の発令地域区分については図 1-1-25 参照)

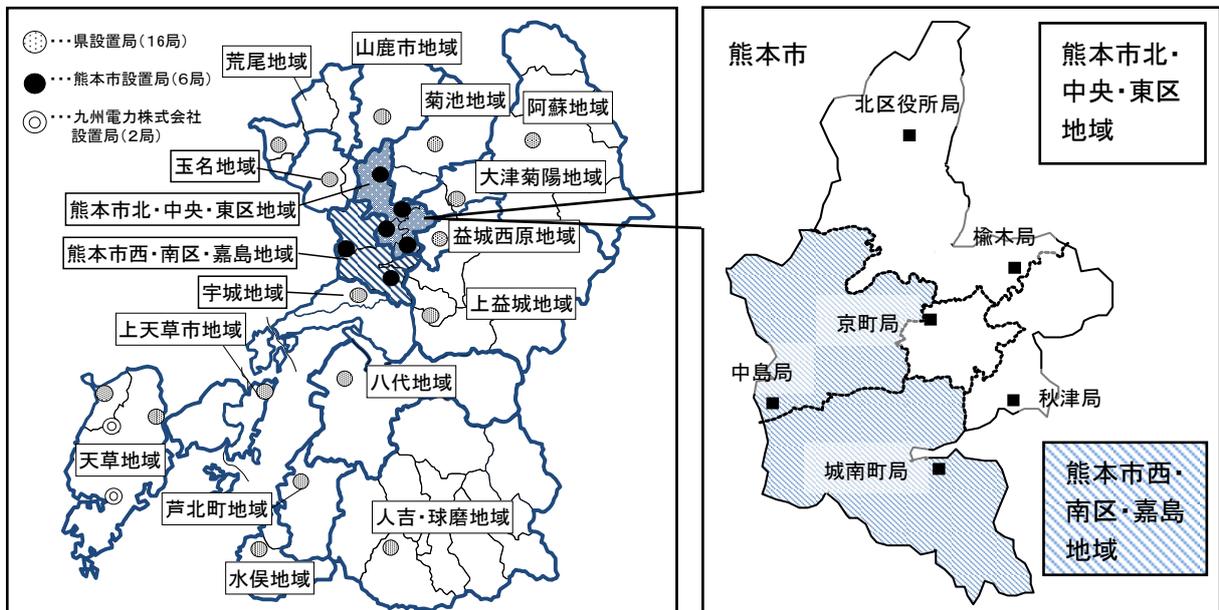


図 1-1-35 光化学スモッグ注意報等の発令地域区分

※ 図は平成 27 年 3 月 2 日から